

社援発0330第41号
平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）については、平成22年11月17日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同年12月3日に可決成立し、同月10日に公布されたところである。

この法律の施行期日については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成23年政令第295号）等により、一部を除き、本年4月1日とされているところであり、同日から施行される内容については、関係する政令が本年2月3日、省令が同年3月28日、告示が本日公布されたところである。

整備法の改正の趣旨については、平成22年12月10日付け社援発1210第4号当職通知「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布及び一部の施行について（通知）」においてお示ししたところであるが、このうち、本年4月1日施行に係る主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 整備法の内容（本年4月1日から施行される部分に限る。）

第1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し関係

ア 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすることとしたこと。また、自立支援医療費及び補装具費の支給について、同様の見直しを行うこととしたこと。

イ 障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が著しく高額である場合には、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとしたこと。

(2) 相談支援の充実関係

ア 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合には、支給決定の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、サービス等利用計画案の提出を求めることとし、当該サービス等利用計画案の提出があった場合には、当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする事としたこと。

イ 障害者の地域移行及び地域定着のための相談支援として、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する「地域移行支援」及び居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与する「地域定着支援」を創設することとしたこと。

ウ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設とすることとし、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができることとしたこと。

エ 地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとしたこと。

(3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）並びに指定相談支援事業者の事業運営の適正化に係る見直し

ア 指定事業者等及び指定相談支援事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と事業運営の適正化を図るため、指定事業者等及び指定相談支援事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けることとしたこと。

イ 業務管理体制の整備状況、不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収、当該指定事業者等及び指定相談支援事業者の本部、関係事業所等への立入検査を行うこととしたこと。

ウ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であった事業の休廃止届について、事前届出制とする等の対策を講じることとしたこと。

エ 一事業所等の指定取消処分が、その指定事業者等及び指定相談支援事業者の同一サービス等類型（障害福祉サービス（療養介護を除く。）、障害者支援施設、地域相談支援及び計画相談支援）内の他の事業所等の指定等の拒否につながる仕組みについて、一律に適用するのではなく、組織的関与の有無に応じた対応が可能な仕組みとすることとしたこと。

オ 事業の休廃止時における利用者の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付けることとしたこと。

(4) その他

成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとしたこと。

第2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）の一部改正関係

(1) 障害児施設の見直し関係

児童福祉施設とされている知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センターにそれぞれ一元化することとしたこと。

(2) 障害児の通所による支援の見直し関係

ア 障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設し、障害児通所支援事業と

は、障害児通所支援を行う事業とすることとしたこと。

イ 市町村は、通所給付決定を受けた障害児の保護者が、指定障害児通所支援事業者又は指定医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）から指定通所支援を受けたときは、障害児通所給付費を支給することとしたこと。

ウ 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、指定障害児通所支援事業者等から医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支給することとしたこと。

(3) 障害児の入所による支援の見直し関係

知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援及び重症心身障害児施設支援とされている障害児施設支援について、入所による支援については、障害児入所支援に再編することとしたこと。

(4) 障害児相談支援事業の創設関係

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合には、通所給付決定の申請に係る障害児の保護者に対し、障害児支援利用計画案の提出を求めることとし、当該障害児支援利用計画案の提出があった場合には、当該計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする事としたこと。

(5) 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定医療機関の設置者並びに指定障害児相談支援事業者の事業運営の適正化に係る見直し

第1(3)と同様の内容を定めることとしたこと。

第3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正関係

都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとし、都道府県知事は、当該体制の整備に当たって、医療施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができることとしたこと。

第4 その他

第1から第3までに掲げるもののほか、関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。

第二 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の

整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
(平成 24 年政令第 26 号) の内容

第 1 障害者自立支援法施行令 (平成 18 年政令第 15 号。以下「令」という。) の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し関係

ア 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

なお、令附則第 12 条及び第 13 条に定める自立支援医療並びに令附則第 13 条の 2 に定める指定療養介護医療等の経過的特例については、平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとしたこと。

イ 高額障害福祉サービス等給付費について、合算の対象を障害福祉サービス、補装具、介護保険サービス、障害児通所支援及び指定入所支援とするとともに、一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか 2 つ以上のサービスを利用する場合には、その負担上限月額を利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とすることとしたこと。

(2) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給関係

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、現行の指定相談支援事業者と同様の内容を定めることとしたこと。

(3) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第 2 児童福祉法施行令 (昭和 23 年政令第 74 号) の一部改正関係

(1) 障害児通所支援関係

ア 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

イ 高額障害児通所給付費に係る支給要件、支給額等に関する事項について、高額障害福祉サービス等給付費と同様の内容を定めることとしたこと。

ウ 指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する

事項について、現行の指定障害福祉サービス事業者と同様の内容を定めることとしたこと。

(2) 障害児入所支援関係

ア 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

イ 高額障害児入所給付費に係る支給要件、支給額等に関する事項について、高額障害福祉サービス等給付費と同様の内容を定めることとしたこと。

ウ 指定障害児入所施設の設置者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、指定障害児通所支援事業者と同様の内容を定めることとしたこと。

(3) 障害児相談支援関係

指定障害児相談支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、指定障害児通所支援事業者と同様の内容を定めることとしたこと。

(4) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第3 その他

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）その他関係政令につき、整備法の施行による障害児施設の見直し等に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めることとしたこと。

第三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号。以下「整備省令」という。）の内容

第1 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）の一部改正関係

(1) 相談支援の充実関係

ア 地域移行支援として供与される便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支

援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とすることとしたこと。

イ 地域定着支援が供与される状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とすることとしたこと。

ウ 地域定着支援が供与される場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とすることとしたこと。

エ サービス等利用計画案で定める事項は、法第 20 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第 51 条の 6 第 1 項若しくは第 51 条の 9 第 1 項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とすることとしたこと。

オ サービス等利用計画で定める事項は、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とすることとしたこと。

カ サービス等利用計画の見直しの期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とすることとしたこと。ただし、①に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して 3 月を経過するまでの間に限ることとしたこと。

① 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は

量に著しく変動があった者 1月間

② 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも①に掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの 1月間

イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

③ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも①及び②に掲げる者を除く。)又は地域移行支援を利用する者(①に掲げる者を除く。) 6月間

④ 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者(①に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。) 1年間

キ 市町村が、支給要否決定を行うに当たって、法第20条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は法第51条の6第1項の申請に係る障害者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める場合は、障害者若しくは障害児の保護者が法第20条第1項の申請をした場合又は法第51条の6第1項の申請をした場合(平成27年3月31日までの間は、「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とすることとしたこと。ただし、当該障害者が介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第23項に規定する居宅介護支援又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とすることとしたこと。

ク 整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等の指定関係

ア 指定の更新について、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)と同様に、手続の簡素化の規定を定めることとしたこと。

イ 一事業所等の指定取消処分が他の事業所等の指定等の拒否につながる仕組みが適用されない場合の取消については、介護保険法施行規則

と同様の内容を定めることとしたこと。

ウ 申請者と密接な関係を有する者が過去5年以内に指定取消を受けた場合に当該申請者に係る指定等の拒否につながる仕組み（以下「連座制」という。）については、原則として、次に掲げる類型内で適用することとしたこと。

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
- ② 生活介護（施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。）及び短期入所
- ③ 重度障害者等包括支援
- ④ 共同生活介護及び共同生活援助
- ⑤ 自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（いずれも施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。）
- ⑥ 障害者支援施設

エ 指定自立支援医療機関の指定申請等の記載事項について、指定障害福祉サービス事業者と同様の内容を追加（開設者の生年月日及び氏名、誓約書、役員の名、生年月日及び住所等）することとしたこと。

(3) 業務管理体制の整備等関係

ア 指定事業者等及び指定相談支援事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所の数等に応じて、それぞれ以下のとおりとすることとしたこと。なお、指定事業者等と指定相談支援事業者については、それぞれの類型ごとに事業所等の数を数えることとしたこと。

- ① 指定を受けている事業所等の数が20未満の指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。以下この(3)において同じ。）及び指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすることとしたこと。
- ② 指定を受けている事業所等の数が20以上100未満の指定事業者等及び指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を整備することとしたこと。
- ③ 指定を受けている事業所等の数が100以上の指定事業者等及び指定相談支援事業者並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、法令遵守規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこととしたこと。

イ 指定事業者等、のぞみの園の設置者及び指定相談支援事業者は、業務管理体制を整備し、遅滞なく（平成24年9月30日までの間は、「遅滞なく」とあるのは「平成24年9月30日までに」）、規則第34条の

28 及び第 34 条の 62 に定める事項を記載した届出書を、指定を受けている事業所等の所在地に応じて、それぞれ以下のとおり届け出ることとしたこと。また、既に届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、同様とすることとしたこと。

- ① 指定を受けている事業所の所在地が 2 以上の都道府県に所在する指定事業者等、のぞみの園の設置者及び指定相談支援事業者 厚生労働大臣
 - ② 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長
 - ③ ①に該当しない指定事業者等及び指定相談支援事業者 都道府県知事
- (4) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費関係
- ア 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費が創設されることに伴い、これらの給付費の支給の手續について、介護給付費等と同様の内容を定めることとしたこと。
 - イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定について、手續は整備法による改正前の指定相談支援事業者と同様の内容を定めるほか、連座制は、原則として、地域相談支援及び計画相談支援それぞれの類型内で適用することとしたこと。
 - ウ 業務管理体制の整備等について、指定障害福祉サービス事業者等と同様の内容を定めることとしたこと。
- (5) 高額障害福祉サービス等給付費関係
- 高額障害福祉サービス等給付費の支給の手續について、合算の対象に補装具費を加えることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしたこと。
- (6) 地域生活支援事業関係
- ア 成年後見制度利用支援事業の補助対象費用として民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条等に規定する審判の請求に要する費用等を定めることとしたこと。
 - イ 基幹相談支援センターについて、市町村は、一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者に委託することができることとするとともに、委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置する際の手続を定めることとしたこと。
- (7) 国民健康保険団体連合会関係

国民健康保険団体連合会の議決権の特例について、介護保険法施行規則と同様の内容を定めることとしたこと。

(8) その他

施設障害福祉サービスとして施設入所支援と併せて行われるサービスに就労継続支援B型を加えるほか、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

第2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正

(1) 障害児支援の見直し関係

ア 児童発達支援として供与される便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とし、児童発達支援を行う施設は、当該便宜を適切に供与することができる施設とすることとしたこと。

イ 放課後等デイサービスを行う施設は、児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とすることとしたこと。

ウ 保育所等訪問支援の対象は、保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設に通う障害児とすることとしたこと。

エ 障害児支援利用計画案で定める事項は、児福法第21の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とすることとしたこと。

オ 障害児支援利用計画で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とすることとしたこと。

カ 障害児支援利用計画の見直しの期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める

期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とすることとしたこと。
ただし、③に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して3月を経過するまでの間に限るものとする事としたこと。

① ②及び③に掲げる者以外のもの 6月間

② ②に掲げる者以外のものであって、次に掲げるもの 1月間

イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

③ 通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者 1月間

キ 市町村が通所支給要否決定等を行うに当たって、児福法第21条の5の6第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求める場合は、障害児の保護者が児福法第21条の5の6第1項の申請をした場合（平成27年3月31日までの間は、「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」）とすることとしたこと。
ク 整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

(2) 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び障害児入所給付費関係
ア 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費が創設されることに伴い、これらの給付費の支給の手續について、介護給付費等と同様の内容を定めることとしたこと。

イ 障害児入所給付費が創設されることに伴い、給付費の支給の手續について、現行の障害児施設給付費と同様の内容を定めることとしたこと。

(3) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定関係
手續について、指定障害福祉サービス事業者等と同様の内容を定めるほか、連座制は、原則として、障害児通所支援の類型内で適用することとしたこと。

(4) 業務管理体制の整備等関係
児福法第21条の5の25等の業務管理体制の整備等に係る事項については規則と同様の内容を定めることとしたこと。

(5) 障害児相談支援給付費関係
ア 障害児相談支援給付費が創設されることに伴い、これらの給付費の

支給の手續について、計画相談支援給付費と同様の内容を定めることとしたこと。

イ 指定障害児相談支援事業者の指定について、手續は現行の指定相談支援事業者と同様の内容を定めるほか、連座制は、原則として、障害児相談支援の類型内で適用することとしたこと。

ウ 業務管理体制の整備等について、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設と同様の内容を定めることとしたこと。

(6) 高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費関係

高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の支給の手續について、高額障害福祉サービス等給付費と同様に必要な規定の整備を行うこととしたこと。

(7) 国民健康保険団体連合会関係

国民健康保険団体連合会の議決権の特例について、規則と同様の内容を定めることとしたこと。

(8) その他

整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

第3 介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）の一部改正

整備法の施行による児童デイサービスの削除及び相談支援の充実に伴い、介護給付費・訓練等給付費明細書の様式等の一部改正を行うこととしたこと。

第4 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「サービス指定基準」という。）の一部改正関係

(1) 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準について、サービス提供責任者の主たる業務である居宅介護等計画の作成に応じた適切な人数を配置するため、これまでのサービス提供時間又は従業者の数に応じた基準に、利用者数に応じた基準を新たに追加することとしたこと。

(2) 宿泊型自立訓練事業所等においても、既存の設備、空床等を活用して短期入所の事業が実施できるよう、指定要件を緩和することとしたこと。

(3) 宿泊型自立訓練の利用者と就労継続支援B型など日中活動サービスの利用者とを併せて60人以内であれば、宿泊型自立訓練と日中活動サービスのサービス管理責任者との兼務を認めることとしたこと。

(4) 整備法の施行による児童デイサービスの削除等に伴い、必要な規定の整備等を行うこととしたこと。

第5 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正関係

規則第1条の2の改正により、施設障害福祉サービスとして施設入所支援と併せて行われるサービスに就労継続支援B型を加えること等に伴い、必要な規定の整備等を行うこととしたこと。

第6 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正関係

整備法の施行による児童デイサービスの削除等に伴い、必要な規定の整備等を行うこととしたこと。

第7 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正関係

規則第1条の2の改正により、施設障害福祉サービスとして施設入所支援と併せて行われるサービスに就労継続支援B型を加えること等に伴い、必要な規定の整備等を行うこととしたこと。

第8 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第179号）の一部改正関係

整備法の施行に伴い、障害児通所給付費及び障害児入所給付費が創設されたことから、題名を改正するほか、障害児施設給付費等明細書の様式等の一部改正を行うこととしたこと。

第9 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正関係

医療法施行規則第30条の33に規定する病床数の補正の対象に療養介護を行う病院を加えるほか、整備法の施行により、重症心身障害児施設等が医療型障害児入所施設に再編されることに伴う必要な規定の整備を行うこととしたこと。

第10 その他関係省令の一部改正関係

整備法の施行に伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号）について廃止するほか、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）その他の関係省令につき、必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

第11 経過措置関係

(1) 整備法の施行に伴う経過措置のうち厚生労働省令で定めることとされているもの

整備法附則第15条第2項及び第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし

たこと。

(2) 整備省令の施行に伴う経過措置

ア 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）の一部改正に伴い、整備省令による改正前の特区省令第 4 条第 1 項の規定により基準該当児童デイサービス事業所とみなされていた指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当分の間、整備省令による改正前の特区省令第 4 条第 1 項の規定は、なおその効力を有することとしたこと。

イ 整備省令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）第 13 条の規定による改正後の児福法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、整備省令の施行の際現に同令による改正前のサービス指定基準第 5 章第 5 節に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていることをもって、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 2 章に規定する児童発達支援に係る基準及び同令第 4 章に規定する放課後等デイサービスに係る基準を満たしているものとみなすことができることとしたこと。

等

第四 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 42 号）の内容

利用定員について、以下の特例を設けることとしたこと。

- (1) 児福法に基づく障害児通所支援と法に基づく日中活動系サービス（指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型）とを一体的に行う場合の利用定員の合計が 20 人（厚生労働大臣が定める離島等その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと都道府県知事が認める場合は、「20 人」を「10 人」）以上である場合は、指定通所支援の利用定員は 5 人以上とすることができることとしたこと。
- (2) 主として重度の知的障害と重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複

している障害者等に対してサービスを提供する場合は、その利用定員を、全ての事業を通じて5人以上とすることができることとしたこと。

第五 公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）の内容

整備法の施行に伴い、条項ずれの改正を行うこととしたこと。

第六 整備法の施行に伴う告示の新設及び改廃の内容

第 1 整備法の施行に伴う告示の新設

- (1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 222 号）

児福法第 21 条の 5 の 12 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）としたこと。

- (2) 児童福祉法第 24 条の 6 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 223 号）

児福法第 24 条の 6 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）としたこと。

- (3) 障害者自立支援法第 76 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 224 号）

法第 76 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）等としたこと。

- (4) 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、相談支援専門員としての実務経験及び研修要件を満たした者としたこと。

- (5) 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

のは、相談支援専門員としての実務経験及び研修要件を満たした者としたこと。

- (6) 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、相談支援専門員としての実務経験及び研修要件を満たした者としたこと。

- (7) 児童福祉法施行令第 25 条の 12 第 2 項及び第 27 条の 13 第 2 項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成 24 年厚生労働省告示第 228 号）

障害者自立支援法施行令第 42 条の 4 第 2 項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成 19 年厚生労働省告示第 134 号）と同様の内容を定めることとしたこと。

- (8) 児童福祉法施行令第 25 条の 12 第 2 項第 3 号及び第 27 条の 13 第 2 項第 3 号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成 24 年厚生労働省告示第 229 号）

障害者自立支援法施行令第 42 条の 4 第 2 項第 3 号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成 18 年厚生労働省告示第 534 号）と同様の内容を定めることとしたこと。

- (9) 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）と同様の内容を定めることとしたこと。

- (10) 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 231 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 23 条第 4 項及び第 60 条第 4 項並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 16 条第 4 項に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用にかかる利用料等に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 545 号）と同様の内容を定めることとしたこと（居室の提供に要する費用に関するものを除く）。

- (11) 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成 24 年厚生労働省告示第 232 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 82 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成 18 年厚生労働省告示第 540 号）と同様の内容を定めることとしたこと。

第 2 整備法の施行に伴う告示の一部改正

以下の厚生労働省告示について、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和 55 年厚生省告示第 10 号）
- (2) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）
- (3) 障害者自立支援法施行令第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成 18 年厚生労働省告示第 531 号）
- (4) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）
- (5) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第 3 条第 10 号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成 10 年厚生省告示第 10 号）
- (6) 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成 18 年厚生労働省告示第 540 号）
- (7) 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成 18 年厚生労働省告示第 558 号）
- (8) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 8 月 31 日まで延長する措置を指定する件（平成 24 年厚生労働省告示第 62 号）
- (9) 障害者自立支援法施行令第 21 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成 23 年厚生労働省告示第 354 号）
- (10) 障害者自立支援法施行令第 35 条第 1 項第 1 号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告

示第 158 号)

- (11) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 (平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)
- (12) 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成 18 年厚生労働省告示第 545 号)
- (13) 障害者自立支援法施行令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 (平成 19 年厚生労働省告示第 133 号)
- (14) 障害者自立支援法施行令第 42 条の 4 第 2 項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額 (平成 19 年厚生労働省告示第 134 号)
- (15) 児童福祉法施行令第 27 条の 6 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 (平成 19 年厚生労働省告示第 140 号)

等

第 3 整備法の施行に伴う告示の廃止

以下の厚生労働省告示について、整備法の施行に伴い廃止することとしたこと。

- (1) 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 18 年厚生労働省告示第 549 号)
- (2) 児童福祉法第 24 条の 20 第 3 項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第 24 条の 21 において準用する同法第 21 条の 2 第 2 項の規定による診療方針 (平成 18 年厚生労働省告示第 559 号)
- (3) 児童福祉法施行令第 27 条の 11 第 2 項第 3 号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額 (平成 18 年厚生労働省告示第 563 号)
- (4) 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針 (平成 18 年厚生労働省告示第 565 号)
- (5) 児童福祉法施行令第 27 条の 11 第 2 項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額 (平成 19 年厚生労働省告示第 141 号)

第七 施行に当たっての留意事項

詳細については、追って事務連絡等においてお示しする予定であること。